

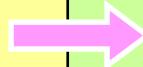
# 11月1日以降における県の要請内容等

- ▽ 全国的に「第5波」はほぼ終息、本県の感染状況・病床使用率等も極めて低水準で推移  
→ 今月末までの「リバウンド防止徹底期間」を終了し、県民等への要請を一部緩和
- ▽ 引き続き感染対策の徹底を呼びかけるとともに、感染拡大の予兆が見られた場合は、躊躇なく強い措置へ移行

地域	対象	10月1日-10月31日 (リバウンド防止徹底期間)	11月1日以降											
県全域	県民	県外との不要不急の往来自粛 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事の自粛	外出・移動時の感染防止対策徹底 会食・食事を伴う行事で、会話の際マスク着用を徹底											
	飲食店	カラオケ設備の提供停止 (飲食主業のみ)	カラオケ設備を提供する場合は、 <b>基本的な感染防止策を徹底</b>											
	その他の施設	カラオケ設備の提供停止	カラオケ設備を提供する場合は、 <b>基本的な感染防止策を徹底</b>											
	イベント	以下の人数制限・収容率の <small>小さい方</small> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th colspan="2">収容率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000人又は <b>収容定員50%以内 (≤1万人)</b> いずれか大きい方</td><td>大声なし 100%</td><td>大声あり 50%</td></tr></tbody></table>	人数上限	収容率		5,000人又は <b>収容定員50%以内 (≤1万人)</b> いずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%	以下の人数制限・収容率の <small>小さい方</small> <table border="1"><thead><tr><th>人数上限</th><th colspan="2">収容率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> のいずれか大きい方</td><td>大声なし 100%</td><td>大声あり 50%</td></tr></tbody></table>	人数上限	収容率		5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> のいずれか大きい方	大声なし 100%
人数上限	収容率													
5,000人又は <b>収容定員50%以内 (≤1万人)</b> いずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%												
人数上限	収容率													
5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> のいずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%												
事業者 大学等	従業員・学生等に飲食を伴う行事等の自粛を求める	従業員・学生等に飲食を伴う行事等を行う際の 感染防止対策徹底等を求ること												

# 県民への要請内容【県内全域】

10月1日-10月31日（リバウンド防止徹底期間）



11月1日以降

【法24条第9項等】

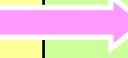
- 県外との不要不急の往来は自粛すること
- 混雑した場所への外出を極力減らすとともに、外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、三密や5つの場面等を避けること
- 飲酒を伴う大人数や長時間における会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること
- ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止対策を徹底すること
- 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人の接触を避け、外出を控えること

【法24条第9項等】

- 混雑した場所への外出を極力減らすとともに、外出や移動の必要がある場合は、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、三密や5つの場面等を避けること
- 会食・食事を伴う行事では、会話の際のマスク着用を徹底すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）【継続】
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること【継続】
- 路上・公園等における集団飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること【継続】
- ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止対策を徹底すること【継続】
- 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人の接触を避け、外出を控えること【継続】

# 飲食店への要請内容（感染防止対策）

※県有施設を含む

地域	10月1日-10月31日（リバウンド防止徹底期間） 	11月1日以降
県全域	<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ カラオケ設備の利用自粛 <u>（飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店）</u></li> <li>○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li><li>○ アクリル板の設置等</li><li>○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等</li><li>○ CO<sub>2</sub>センサーの設置</li><li>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底</li></ul>	<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ カラオケ設備を提供する場合は、<u>利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底</u>する</li> <li>○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）【継続】</li><li>○ アクリル板の設置等【継続】</li><li>○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等【継続】</li><li>○ CO<sub>2</sub>センサーの設置【継続】</li><li>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底【継続】</li></ul>

# 飲食店以外の施設への要請内容①【県内全域】

※県有施設を含む

イベント関連施設・  
イベントを開催する  
場合がある施設

令11条 第1項	4号	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等
	5号	集会場、公会堂
	6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
	8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
	9号	運動施設、遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）
	10号	博物館、美術館等

参加者等が自由に  
移動でき、  
入場整理等の徹底が  
推奨される施設

令 11 条 1 項	7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等
	9号	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
	11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
	12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

内 容	10月1日-10月31日（リバウンド防止徹底期間）	11月1日以降
	<input type="radio"/> カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く） <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守	<input type="radio"/> カラオケ設備を提供する場合は、 <u>利用者の密の回避</u> 、 <u>こまめな換気</u> 、マイク等の <u>消毒</u> 、 <u>歌唱中のマスク着用</u> 勧奨等、 <u>基本的な感染防止策を徹底</u> する <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守

対象施設（11号）	10月1日-10月31日	11月1日以降
ネットカフェ、 マンガ喫茶など	<input type="radio"/> カラオケ設備の使用自粛 <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守	<input type="radio"/> カラオケ設備を提供する場合は、 <u>利用者の密の回避</u> 、 <u>こまめな換気</u> 、マイク等の <u>消毒</u> 、 <u>歌唱中のマスク着用</u> 勧奨等、 <u>基本的な感染防止策を徹底</u> する <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守

## 飲食店以外の施設への要請内容②【県内全域】

※県有施設を含む

令11条 1項	対象施設	10月1日-10月31日 (リバウンド防止徹底期間)	11月1日以降
1-3号	<b>幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学</b>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 学校等における感染リスクの活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等（協力依頼）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 大学等における感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保等（協力依頼）
5号	<b>葬祭場</b>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 【継続】
7号	<b>スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド等 (生活必需物資)</b>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 【継続】
10号	<b>図書館</b>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 【継続】
12号	<b>銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店等 (生活必需サービス)</b>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 【継続】
13号	<b>自動車教習所、学習塾</b>	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） オンラインの活用等の働きかけ（協力依頼）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） オンラインの活用等の働きかけ（協力依頼） 【継続】

※「業種別ガイドラインの遵守」については、令11条第1項に該当しない施設についても法24条9項に基づく要請を行う。

# イベント主催者等への要請内容【県内全域】

※直近の国の通知に基づく内容であり、  
今後国の通知内容に変更があった場合はその内容とする

要請	10/1-10/31 (リバウンド防止徹底期間)	11/1以降												
開催制限等	<p>○ 以下の人数制限・収容率のいずれか<b>小さい方</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は<b>収容定員50%以内</b> <u>(≤10,000人)</u> のいずれか<b>大きい方</b></td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%注</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p style="text-align: center;">(法24条9項の要請)</p>	人数上限	収容率		5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> <u>(≤10,000人)</u> のいずれか <b>大きい方</b>	大声なし 100%	大声あり 50%注	<p>○ 以下の人数制限・収容率のいずれか<b>小さい方</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は<b>収容定員50%以内</b> <u>のいずれか<b>大きい方</b></u></td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%注</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p style="text-align: center;">(法24条9項の要請)</p>	人数上限	収容率		5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> <u>のいずれか<b>大きい方</b></u>	大声なし 100%	大声あり 50%注
人数上限	収容率													
5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> <u>(≤10,000人)</u> のいずれか <b>大きい方</b>	大声なし 100%	大声あり 50%注												
人数上限	収容率													
5,000人又は <b>収容定員50%以内</b> <u>のいずれか<b>大きい方</b></u>	大声なし 100%	大声あり 50%注												
感染防止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>業種別ガイドラインの遵守</b>を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの<b>追跡対策を徹底</b>すること</li> <li>○ <b>全国的な移動を伴うイベント</b>又は参加者が<b>1,000人を超えるイベント</b>を開催する際には、イベントの開催要件等について、<b>県に事前に相談</b>すること</li> <li>○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること</li> </ul>													

# その他の協力依頼【県内全域】

対象	10月1日-10月31日（リバウンド防止徹底期間）	11月1日以降
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤を要する職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組を強力に推進すること</li> <li>○ 従業員等に飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること</li> <li>○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、<u>人との接触機会の低減</u>に努めること</li> <li>○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を開催する場合は、<u>感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える</u>とともに、<u>感染防止対策を徹底</u>するよう求めること</li> <li>○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること【継続】</li> </ul>
大学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生に対し、<u>積極的なワクチン接種を勧奨</u>すること</li> <li>○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること</li> <li>○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること</li> <li>○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること</li> <li>○ 学校内の行事は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 【ワクチン接種の進捗に伴い終了】</li> <li>○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、<u>感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える</u>とともに、<u>感染防止対策を徹底</u>するよう求めること</li> <li>○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること【継続】</li> <li>○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること【継続】</li> <li>○ 学校内の行事は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること【継続】</li> </ul>

# 感染再拡大防止に向けた県の継続的な取組について

取組項目	内 容
<b>(1) 基本的感染防止対策実施の強い働きかけ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県の新型コロナウイルス感染症対策サイト、防災速報アプリ、新聞広告及び県政だより等を利用して継続的に呼びかけ</li></ul>
<b>(2) 家庭・施設等における感染防止対策の徹底</b>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>① 家庭</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 体調不良時には、かかりつけ医やセンターに電話相談するよう県政だよりで呼びかけ</li></ul></li><li><b>② 職場・施設</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 所管団体を通じて職場・施設における基本的感染防止対策の徹底を継続的に呼びかけ</li><li>・ 各団体の自主的な感染防止対策への取組を促進</li></ul></li><li><b>③ 飲食店等</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 「新型コロナ対策実施中」ポスター掲示店に対する感染防止対策の調査</li><li>・ 「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」認証店に対する基準の遵守状況の調査</li><li>・ 食品衛生法に基づく立入等にあわせて行う感染防止対策の調査</li></ul></li><li><b>④ 教育機関（県立学校）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的な感染症対策を徹底して学校活動を継続</li></ul></li><li><b>⑤ 高齢者施設及び障害福祉施設</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員等の抗原定性検査を入所、通所、訪問系サービスを対象として実施</li></ul></li></ul>
<b>(3) 保健・医療提供体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>① 今後の感染拡大に備えた保健・医療提供体制整備</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 各保健所や関係機関等と今後の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の検討</li><li>・ 一層の病床確保及び宿泊療養施設の医療機能強化</li></ul></li><li><b>② 抗体力クテル、新規治療薬投与促進体制</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内各地域でカクテル療法治療の実施</li><li>・ カクテル療法センターの感染拡大時の体制強化を検討（現在最大16人治療可能）</li><li>・ 新薬の情報収集に努め、東北大学病院や医師会等と調整し対応</li></ul></li></ul>